

補助金の交付状況に係る調書【令和3年度交付分】

補助金の名称		犬山市狭あい道路整備費補助金		市の担当部課	都市整備部都市計画課	
				問い合わせ先	0568-44-0331	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		1件		代表者名	木村義夫	
関係規定	法令	建築基準法第42条		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市狭あい道路整備費補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	平成28年度	補助終了年度	令和7年度
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—				
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		現在市内に多く存在する4m未満の狭あい道路を建築基準法に基づく4m道路とするため、門塀等の移設費の一部を補助することで、4m道路への整備促進が図られる。				
補助金の額 ( )は一般財源の額		令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度予算	
		0円	0円	50,000円	100,000円	
		(0円)	(0円)	(50,000円)	(100,000円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容		道路後退部分の土地所有者が後退部分に存在する門塀等の工作物等を後退部分外に移設する費用に対して補助を行う。				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		4,249,600円		
		うち補助事業全体の経費		4,249,600円		
		うち補助対象経費		320,100円		
		補助対象経費の内訳		組石工事		115,500円
				製品工事		208,500円
				変更		-33,000円
その他、諸経費、など				29,100円		
補助額の算出方法		補助率、補助額		事業費の1/2		
		補助限度額		5万円		
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	事業後の一括支払いとしている。	
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		緊急車両の通行が困難な狭あい道路の解消につながる道路空間が確保されている。				
その他参考事項		この制度のほかに、①後退部分の非課税措置②後退部分の寄付制度も併せて実施している。				
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		円		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		円		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				

※令和3年度の実績に基づき作成しています。